

国営公園維持管理業務について

国土交通省都市・地域整備局

1. 国営公園維持管理業務の特殊性

(1) 儀典等の特別な対応

ロ号公園は、それぞれ閣議決定を経て事業化されており、その趣旨から国の特別史跡の保存・活用や、宮内庁が所蔵する皇室財産を借り受けた展示等を行っている。こうしたことから、行幸啓等が非常に多く、警察当局や宮内庁等との調整において管理体制の信頼性と行幸啓等に精通した対応が求められる。

(2) 多くの公園が整備途上にあること

未整備区域等の工事にあたっては、工事に係る事前の調整が必要であり、管理業務を行う者に、工事関連情報の一部がもたらされる。維持管理業務を民間事業者が受託した場合、関連する建設業者等、特定の事業者へ工事内容などの情報が漏洩し、工事発注に係る公平性の確保の面で、競争性が阻害される可能性がある。

2. 随意契約適正化への取組み

平成18年6月、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議で行われた随意契約の見直しの作業の中で、以下の理由等により、ロ号公園は「引き続き随意契約」、イ号公園は「公募手続きを導入（企画競争への移行を含む。以下略。）」とされている。

現在、平成19年度の公募手続きの導入に向けて、受託者が備えるべき要件を検討するなどの準備を進めているところ。

- ① 国の行政組織の簡素化や効率的な公園管理の実施等の観点から、国自らの組織には管理に係る専任の定員を置かず、代替的措置として、国営公園の維持管理を一括して実施する専門的な機関として（財）公園緑地管理財団が設置されたこと
- ② ロ号公園の維持管理業務は、閣議決定の趣旨から、行幸啓等への対応や、文化的資産の保存等、国の責務として実施すべき性格の特に強い業務であり、国に代わって適切に業務を実施し得る（財）公園緑地管理財団等が安定的に引き続き行うことが必要不可欠であること

3. 競争入札等の導入に向けた基本的考え方

イ号公園において、国自らの管理・監督体制が無い中での公園管理への影響や、国営公園としての利用者サービスの混乱や品位の低下等を来さないこと、さらに、未整備区域と整備済区域が併存することによる工事情報の漏洩の懸念等について、平成19年度から実施する公募により、コスト縮減を含む技術提案等を踏まえた取組みの結果を検証し、問題がないことを確認できた段階で、「企画競争」や「総合評価方式による一般競争入札」へ移行していく方針である。

4. 公権力の行使について

国営公園の維持管理に関する許認可事務には、設置管理許可、占用許可、行為の許可、監督処分等があるが、特定の者に偏しない公平で中立の立場から、高度な判断の下で行使する必要があり、引き続き国の事務として実施すべきである。